



職場における更なる労働災害防止対策にご協力願います

滋賀労働局・第13次労働災害防止推進計画最終年 (令和4年)の取り組み (取り組み期間: 令和4年1月~12月)

《取り組みの趣旨》

滋賀労働局の第13次労働災害防止推進計画(平成30年~)は、令和4年が最終年となっておりますが、令和3年12月現在では、目標とする労働災害件数を上回っている状況です。

内訳は、最も多いのが「転倒」、次いで「腰痛等」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」となっており、この4つの事故の型で全体の6割以上(ワースト4)となっています。

このため当局では、労働災害防止団体や事業者団体と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、特に、「転倒」「腰痛等」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」の4つの事故の型を重点対策に掲げて、「滋賀労働局・第13次労働災害防止計画最終年(令和4年)の取り組み」を広く推進し、目標達成に向けて取り組んでいきます。

滋賀局・13次防ワースト4(転倒、腰痛等、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ)における重点対策!!

★ 転倒災害の防止!



- 床面の段差や隙間の解消。
- すべり止めマットの設置。
- 4Sの徹底。
(整理・整頓・清掃・清潔)
- ながら歩行の禁止。
(スマートフォンを操作しながら、
ポケットに手を入れながら等の歩行禁止)
- すべりにくい靴底の靴、軽い靴の導入。

STOP! 転倒災害
プロジェクト

★ 腰痛災害の予防!



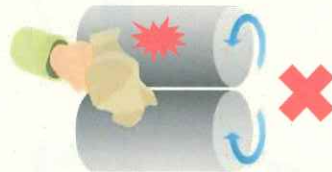
- 腰痛予防のための、安全衛生管理体制の整備
- 作業管理(作業姿勢、作業手順など)
- 作業環境管理(照明、床面、作業スペースなど)
- 健康管理(腰痛健診、腰痛予防の体操など)
- 労働衛生教育(腰痛予防のための教育、指導など)

★ 墜落・転落災害の防止!



- 開口部の周囲に手すり、仮囲い、覆い等を設置。
- 高所での作業時には、手すりなどの墜落制止用器具(フルハーネスなど)取付け設備を設置。
- 墜落制止用器具の適正な使用。
- はしごの転位防止。
- 脚立の天板上での作業は禁止。

★ はさまれ・巻き込まれ災害の防止!



- 回転物等、はさまれ・巻き込まれ危険箇所に囲い、覆い、インターロック、エリアセンサー等を設ける。
- 機械の掃除、調整等を行う場合には、確実に機械を停止する(残圧や惰性回転に注意)。
- 異常が発生した場合は、「まず止める、(保全担当者等を)呼ぶ、(担当者が来るまで)待つ」。

- 主催 : 滋賀労働局・各労働基準監督署
 共催 : 滋賀県、滋賀労働基準協会、
 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部、
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部、
 林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀県支部、
 日本クレーン協会 滋賀支部、日本ポイラ協会 京滋支部、
 建設荷役車両安全技術協会 滋賀県支部

具体的な対策、好事例集などは滋賀労働局ホームページ、本リーフレットの裏面をご参照ください。



ホームページはこちら

★ 転倒災害の防止対策事例



階段の上り口、下り口に入感センサーを設置し、歩行者に対して「手すりを持ちましょう」とのアナウンスを流しているもの。また、階段の両側に手すりを設けているもの。



転倒災害防止対策として「ポケットに手を入れて歩かない、携帯電話を触り、通話しながら歩かない、手すりを持って階段を昇降する、斜め横断しない、指差呼称）の標語を掲げ、関係労働者に周知しているもの。

★ 腰痛災害防止対策事例



腰痛ベルトを支給し、勤務中の着用を義務付けたもの。



フォークリフトの座席に振動軽減クッションを取付けたもの。



立位から膝を曲げての介護に作業方法を変更したものの。



作業場の床面に疲労軽減マットを設置したものの。

★ 墜落・転落災害の防止対策事例



昇降設備を適切に利用しましょう！

★ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策事例



ボール盤のドリル部の周囲に囲いを設け、加工中に作業者の手指等が巻き込まれる災害を防止しているもの。



プレスブレーキ用レーザー式安全装置を設置し、作業者の手指等が金型に挟まれる災害を防止しているもの。



リーチリフトの後部を撮影。緩衝材を取り付けて、万が一、壁等に衝突した場合の衝撃を和らげ、また、運転席から足がはみ出していた場合ははさまれ災害をケアしているもの。

詳細は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
また、社内の安全衛生講習・講話に関する講師派遣についての相談も承っています。